

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 30 年 7 月 27 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800045号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800067号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA病院における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年7月19日から昭和48年3月1日まで

博士号取得のためB大学の医局に無給医として籍を置き、医局の紹介により出張扱いで、A病院において正職員の医師として勤務した期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。同僚も同様の経緯で勤務していたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

B大学から提出された請求者の履歴書には、請求期間のうち昭和45年9月から昭和46年9月までの期間、「A病院出張」と記載されている。

しかしながら、A病院は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間当時の事業主も既に亡くなっていることから、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間当時、A病院を運営していたC健康保険組合は、同組合が保有しているA病院に係る厚生年金保険の届出関係書類(資格取得届等)の中には、請求者に係るものはなく、請求者の同組合における加入記録も確認できない旨回答している。

さらに、A病院の請求期間に係る事業所別被保険者名簿において、健康保険証の番号に欠番はなく、請求者の氏名も見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。